

日本の法医学の歴史

History of Legal Medicine in Japan

1247年	中国：宋慈（1186～1249年）が『洗冤錄』を書く（世界初の法医学書といわれる）。
1308年	中国：趙逸齋が『平冤錄』を書く。 中国：王與が『洗冤錄』と『平冤錄』を参考にして『無冤錄』を書く。『無冤錄』は朝鮮に伝わり、『新註無冤錄』となる。
1736年（元文元年）	泉州（現・大阪府）の河合甚兵衛尚久が『新註無冤錄』を邦訳する。
1754年（宝暦4年）	山脇東洋が京都で刑死体の解剖（腑分け）を見学し、門弟の浅沼佐盈に描かせる。
1759年（宝暦9年）	山脇東洋が人体の内臓を記した『藏志』（2巻）を刊行する。
1768年（明和5年）	山脇東洋の門弟の栗山孝庵、女の腑分けを見学し、『女体解剖図志』を描く。執刀は長崎仕込みの外科医・田英心が行う。
1774年（安永3年）	河合甚兵衛尚久が『無冤錄述』（2巻）を刊行する。日本初の法医学書となる。
1858年（安政5年）	江戸の伊藤玄朴ら蘭方医83名が拠金し、神田お玉が池に種痘所を開く（東京大学医学部の前身）。
1862年（文久2年）	長崎出島のオランダ商館の医官ヨハネス・ポンペが裁判医学と産科学の短期講習を行う。裁判医学の本格的な始まりとなる。
1869年（明治2年）	外国人外科医ウイリアム・ウイリスが解剖願いを出し、後日、和泉町医学所で遺体解剖を行う。
1871年（明治4年）	美幾女、本人の意思による特志解剖の第1号となる。病死を予期し、医師の依頼で特志解剖する旨の書類を父母・兄連署のうえ、東京府に提出する。田口美和が執刀。
1873年（明治6年）	刑部省、弾正台が廃止され、司法省が設立される。 横浜・十全医院（横浜市立大学医学部附属市民総合医療センターの前身）で米国人医師デュアン・シモンズが国内での病理解剖第1号（脚気患者）を執刀する。
1874年（明治7年）	ドイツ人解剖学者ウィルヘルム・デーニツが第一大学区医学校（東大医学部の前身）の病理解剖第1号（脚気患者）を執刀する。
1875年（明治8年）	東京警視庁が設立される。 デーニツが東京医学校教師と警視庁教師の兼任となり、浅草猿屋町の警視第5病院内の裁判医学場で講義をする（東京大学医学部法医学教室の始まり）。
1876年（明治9年）	警視医学校で無縁囚徒の遺体の解剖が行われるようになる。
1877年（明治10年）	デーニツが警視庁病院専任教師となり、週3体以上の解剖が現場で行われた。中毒等の場合は、デーニツが直接化学検査を行った。
1879年（明治12年）	「変死に係る屍」解剖方、太政官布告22号が発布され、解剖の手続きが定められる。
1880年（明治13年）	東京大学が設立される。 デーニツの講義をまとめた『断訟医学』（湯村卓爾、三浦常徳、斎藤准ら訳）が刊行される。
1882年（明治15年）	刑法及び治罪法（刑事訴訟法）が公布される（明治15年1月1日より施行）。 「裁判官不明の時は、医師に鑑定せしむ」の箇所について、明治天皇が大木喬任司法卿（後の初代の文部卿）に「医学校において裁判に関する医学を教育しつつあるや」と問う。
	東京大学医学部助教授となった片山國嘉が裁判医学と衛生学を教える。また別課医学科で裁判医学を開講する。
	片山國嘉、江口襄、榊倣が共著『裁判医学提綱前編』を刊行する。
	東大外科教師のスクリバが、一等学生に裁判医学を課す。

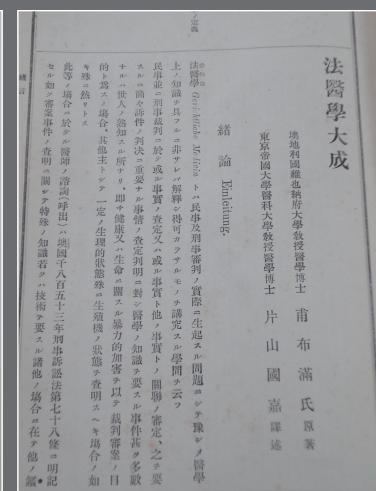
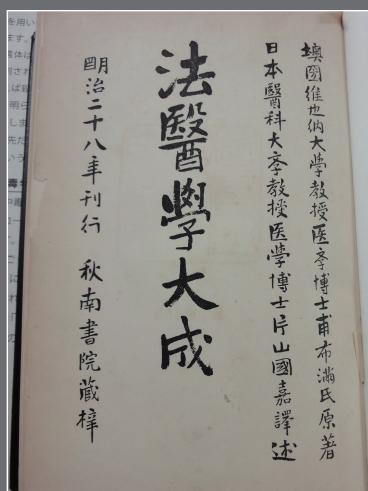
(P6へ続く)

1884年(明治17年)	片山國嘉が裁判医学を学ぶためにドイツ、オーストリアに留学する。
1885年(明治18年)	警視庁医務所長・長谷川泰、医長・江口襄、医員・中村良益、山田良叔、安田卓爾が司法省御用掛を兼ね、東京始審裁判所に勤務する。裁判医師の起源となる。
1886年(明治19年)	帝国大学令が公布される。東京大学医学部は帝国大学医科大学と改称する。裁判医学を含む15科とし、修業年限は4年となる。
1888年(明治21年)	片山國嘉が東京大学医科大学教授に任せられる。病理学教室の一部を借り受け、裁判医学講座の開講準備を行う。
1889年(明治22年)	裁判医学講座が開講される。 片山國嘉、岡本梁松が始審裁判所医務を司法大臣より嘱託され、主として司法上検証の死体解剖を担任する。
	司法省構内解剖所において最初の剖検が行われる。肺浮遊試験で陽性(出生後に亡くなった)の男の赤ちゃんだった。司法解剖1号となる。
	裁判医学会が設立され、裁判医学会雑誌が発刊される。裁判医学関係者、森林太郎(森鷗外)等が寄稿する。
1890年(明治23年)	刑事訴訟法が制定される。
1893年(明治26年)	鑑定書に頭蓋底骨の傷の図が貼付される。
1897年(明治30年)	帝国大学法医学教室解剖室で初めての司法解剖を片山國嘉が執刀する。
1900年(明治33年)	片山國嘉が恩師のエドワード・フォン・ホフマン(ウィーン大学裁判医学教授)の著書『法医学大成』を訳して出版する。
1903年(明治36年)	死亡診断書、死体検案書、死産証書、死胎検案書の記載事項が制定される。 鑑定書に写真が貼付される。
1923年(大正2年)	関東大震災
1945年(昭和20年)	太平洋戦争(第二次世界大戦)が終わる。
1946年(昭和21年)	「東京都変死者等死因調査規定」が制定され、東京大学と慶應義塾大学が嘱託を受け、監察医務教務が始まる。 GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の公衆衛生福祉部より、「監察医局」に関する覚書が出される。
1947年(昭和22年)	厚生省令「死因不明死体の死因調査に関する件」が公布され、監察医制度が横浜・名古屋・京都・大阪・神戸・福岡に広げられる。
1948年(昭和23年)	帝銀事件
1949年(昭和24年)	東京都監察医務院が開設される。 「死体解剖保存法」が公布される。
	下山事件
1985年(昭和60年)	パロマ湯沸器死亡事故
1994年(平成6年)	松本サリン事件
1995年(平成7年)	医師法施行規則の改正に伴い、50年ぶりに「死亡診断書・死体検案書」が改訂される。第10回修正国際疾病傷害死因分類(Intemational Classification of Diseases: ICD-10)が採用される。
	阪神淡路大震災
	地下鉄サリン事件
1997年(平成9年)	臓器の移植に関する法律が公布され、同年に施行される。
	東電OL殺害事件
1999年(平成11年)	臓器の移植に関する法律の施行後、第1例目の臓器移植が行われる。 日本法医学会の「異状死ガイドライン」が公表される。

2007年(平成19年)	大相撲の時津風部屋力士暴行事件
2009年(平成21年)	首都圏連続不審死事件
2010年(平成22年)	臓器の移植に関する法律が改正される。15歳未満の子どもも含め、本人の臓器提供の意思が不明でも家族の承諾で臓器提供ができるようになる。
2011年(平成23年)	東日本大震災
2012年(平成24年)	「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(死因・身元調査法、2013年4月1日施行)と「死因究明等の推進に関する法律」(推進法、2012年9月施行、2年で失効)が成立する。
2015年(平成27年)	医療事故調査制度の運用開始(予定)。



初代法医学教室教授・片山國嘉
(1888~1919年)



『法医学大成』
提供：医学図書館